

著作権

Q10-2：日本のアニメ・マンガの著作権保護法令について説明して下さい。

一、日本で著作権を有する著作が台湾で侵害されたとき、訴訟によらない対策としては警告文書を送付するか、仮処分を申し立てることができる。訴訟による対策としては、民事訴訟と刑事訴訟を提起することができる。

1. 台湾は2002年1月1日にWTOに加盟しており、TRIPSの規定により、日本国内で著作権の保護を受けているものは、台湾著作権法の保護を受けることができる。
2. 著作権が他人に侵害され、警告文書を送付して、権利侵害者が著作権を引き続き侵害する行為を制止する際、行政院公平取引委員会の「事業者に対し、著作権、商標権又は専利権侵害警告文書を送付する案件の処理原則」に示される警告文書送付行為の規範に留意しなければならない。
3. 知的財産案件審理法第22条規定：「……仮の地位を定める仮処分を申し立てるとき、申立人はその紛争の法律関係について、重大な損害の発生を防止するため、または差し迫った危険を回避するため、あるいはその他類似の状況を有するために必要とする事実について、疎明しなければならない。その疎明に不足がある場合、裁判所は申立てを却下しなければならない。申立ての理由が疎明されても、裁判所はなおも、申立人に対して担保の提供を命じ、その後に仮の地位を定める仮処分を行うことができる。裁判所は仮処分を行う前に、両者に意見陳述の機会を与えなければならない。……」と規定している。知的財産案件の仮処分申立てに対しては一般の仮処分よりさらに厳しく、申立人の疎明に対する要求度も高い。疎明不足のときには担保を供する手続でこれに代えることができないが、裁判所は両者に意見を陳述させる。裁判所は申立人が将来、勝訴する可能性、申立人が補填不可能な損害をこうむるか否か、双方の損害程度が公衆の利益にもたらす影響等の要素を斟酌して審理し、仮処分を許可するか否かの判断を下す。
4. 著作権が侵害されたとき、著作者人格権か著作財産権かを問わず、権利者は侵害者に対して排除するよう請求することができ、侵害するおそれがある場合は防止を請求することができる。客観的に侵害行為があれば、行為者が主観上、故意や過失がないとしても、侵害を排除して、防止するよう請求することができる。「賠償損害」では、著作者人格権と財産権には異なる規範がある。著作者人格権が侵害されたときには、非財産上の損害賠償を請求することができる。また、著作者の氏名又は名称の表示、内容変更又はその他、名誉回復について適切な処分を請求することができる。著作財産権が侵害されたとき、これによってこうむった損害を請求でき、損害賠償の計算方式は具体的損害法、差額法、所得利益、販売総額法（著作権法88条第2、3項）があるので、著作権者のそのうちから一つを選択して主張することができる。

5. 著作権侵害に関する刑事責任の規定は著作権法第 91 条～第 103 条にあり、大きく分けると、著作者人格権侵害に対する処罰、著作財産権又はまたは製版權侵害に対する処罰、電子データ管理権と違法コピー防止措置保護違反に対する処罰に分かれる。

二、日本のアニメ、漫画に関する台湾における著作権保護

1. 台湾は 2002 年 1 月 1 日に世界貿易機関（WTO）に加盟後、当該組織の「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）」の規定により、他の加盟国の国民の著作を保護しなければならない。台湾は WTO の一員として、TRIPS の規定に基づき、日本国内で著作権保護を受けているアニメ、漫画等に対しても、台湾の著作権法の保護を与える。しかしながら、それには台湾の著作権法の保護要件に合致しなければならず、享有できる権利の内容、範囲もまた、台湾著作権法の規定に依らなければならない。
2. 台湾著作権の保護要件には、オリジナリティ・人類の精神上的創作・一定の表現形式・作者の個別性・保護の対象となる等 5 項の要件がある。台湾著作権法の保護内容は著作者人格権と著作財産権の二つの部分に分かれる。
 - (1) 著作者人格権とは主に、著作者が著作を公開で発表する権利、著作に氏名又は別名を表示するか否かを決定する権利、名誉を損なわれるのを避けるために他人が著作の内容を改変するのを禁止する等の権利を指し、他人に譲渡することはできない。
 - (2) 著作財産権とは主に、著作者が有する複製の権利及び著作を公開する各種形式を専有する権利を指す。この権利は他人に譲渡することができる。著作財産権の存続期間は原則として、著作者が死亡後 50 年間である。但し著作者が法人の場合、存続期間は公開発表後 50 年となる。

お願い：

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会やフォルモサン・ブラザーズ法律事務所は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。